

# 官報号外 昭和二十九年四月三日

○第十九回

## 衆議院会議録第三十三号

昭和二十九年四月三日(土曜日)  
議事日程 第三十号

午後一時開議

第一 統計法の一部を改正する法律案(内閣提出、參議院送付)

第二 特別調達資金設置令等の一部を改正する法律案(内閣提出、參議院送付)

第三 日本銀行券預入令等を廃止する法律案(内閣提出、參議院送付)

第四 外国為替銀行法案(内閣提出、參議院送付)

第五 日本の会議に付した事件

第六 程第一 統計法の一部を改正する法律案(内閣提出、參議院送付)

第七 程第二 特別調達資金設置令等の一部を改正する法律案(内閣提出、參議院送付)

第八 程第三 特別調達資金設置令等の一部を改正する法律案(内閣提出、參議院送付)

第九 程第四 外国為替銀行法案(内閣提出、參議院送付)

第十 程第五 外国為替銀行法案(内閣提出、參議院送付)

第十一 程第六 外国為替銀行法案(内閣提出、參議院送付)

第十二 程第七 外国為替銀行法案(内閣提出、參議院送付)

第十三 程第八 外国為替銀行法案(内閣提出、參議院送付)

第十四 程第九 外国為替銀行法案(内閣提出、參議院送付)

第十五 程第十 外国為替銀行法案(内閣提出、參議院送付)

昭和二十九年四月三日 統計法の一部を改正する法律案 特別調達資金設置令等の一部を改正する法律案

年から五年目に当る年に簡易な國勢調査を行ふよし、統計法の一部を改正しようとするものであります。

本案は、二月二十二日予備審査のたゞつたので、四月一日討論を省略し採決の結果、全会一致をもつて原案

の説明を聽取し、三月二十六日本付託め本委員会に付託され、ただちに政府

となつたので、四月一日討論を省略し採決の結果、全会一致をもつて原案

特別調達資金設置令等の一部を改

正する法律案

第一条 特別調達資金設置令(昭和二十六年政令第二百五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「アメリカ合衆国政府」の下に「又は日本国における國際連合の軍隊(以下「国際連合の軍隊」という)の派遺國の政府」を、「アメリ

カ合衆国軍隊」の下に「若しくは日本とアメリカ合衆国との間の相

基き本邦の領域内にある国際連合の軍隊(以下「国際連合の軍隊」という)の派遺國の政府」を、「アメリ

「官長官」に改め、「政令で定めるところにより、の下に「受入金の資金への受入、前条に規定する支払資金の交付、」を加える。

第八条中〔出納官吏を除く。以下同じ。〕を削り、「資金の運送に関する行為の下に〔会計法第四十一条第一項の規定による弁償責任の対象となる行為を除く。〕」を加える。

第二条 駐留軍務者等に支払べき給料その他の給与の支払事務の処理の特例に関する法律(昭和二十五年法律第五号)の一部を次のように改正する。

本則第一項中「アメリカ合衆国軍隊の下に若しくは日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定に基くアメリカ合衆国政府の責務を本邦において遂行する同國政府の職員又は日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定に基き本邦の領域にある国際連合の軍隊」を加える。

## 附 则

この法律は、公布の日から施行する。但し、国際連合の軍隊に係る改正の部分は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の効力発生の日から施行する。

特別調達資金護置令等の一部を改正する法律案内閣提出に関する報告書  
〔最終号の附録に掲載〕  
日本銀行券預入令等を廃止する法律案  
右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三条によりここに送付する。  
昭和二十九年二月二十六日  
衆議院議長 堀辰次郎殿  
參議院議長 河井彌八  
日本銀行券預入令等を廃止する法律案  
日本銀行券預入令等を廃止する法律  
左に掲げる法令は、廃止する。  
一 日本銀行券預入令(昭和二十年勅令第八十四号)  
二 日本銀行券預入令の特例の件(昭和二十一年勅令第九十号)  
三 旧日本銀行券の未回収発行段(昭和二十四年法律第二百二十九号)又は白金等の地金又は合金の輸入の倒産又は禁止等に因する件(昭和二十年勅令第五百七十八号)、旧財産及び貨物の輸出入の取締に関する政令(昭和二十四年政令第百九十九号)若しくは外國為替及び外國貿易管理法(昭和二十四年法律第二百二十号)又はこれに基く命令の規定により拂帶輸入が認められなかつたため税課に寄託されている旧日本銀行券の返還を受けた日から三月以内(この法律の施行前に返還を受けている場合は、この法律の施行の日から起算して二年以内で政令で定める日から三月以内)

1 この法律は、公布的日から起算して六月以内で政令で定める日から施行する。  
附 则  
2 外國その他政令で定める地域から引き揚げ、昭和二十年九月二十日以後に本邦(当該政令で定める

地域を除く。)に到着した者(以下「引揚者」という。)が引揚の際拂帶した旧日本銀行券(旧日本銀行券預入令第一項の規定により強制通用の効力を失つた日本銀行券をいふ。以下同じ。)で左の各号に掲げるものについては、当該引揚者又はその相続人は、当該各号に掲げた期間内に日本銀行に対しこれを次項の規定により新日本銀行券(引換の際現に通用する日本銀行券をいふ。以下同じ。)と引き換えることを請求することができる。

一 旧外國為替管理法(昭和十六年法律第八十三号)、旧金、銀又は白金等の地金又は合金の輸入の倒産又は禁止等に因する件(昭和二十年勅令第五百七十八号)、旧財産及び貨物の輸出入の取締に関する政令(昭和二十四年政令第百九十九号)若しくは外國為替及び外國貿易管理法(昭和二十四年法律第二百二十号)又はこれに基く命令の規定により拂帶輸入が認められなかつたため税課に寄託されている旧日本銀行券の返還を受けた日から三月以内(この法律の施行前に返還を受けている場合は、この法律の施行の日から起算して二年以内で政令で定める日から三月以内)

2 昭和二十八年九月一日以後この法律の施行の日から二月を経過した日前に本邦に到着した引揚者が引揚の際拂帶した旧日本銀行券の引換を請求しようとする者は、大蔵省令で定めるところにより、自己又はその被相続人が引揚者であり、且つ、その引揚の際當該旧日本銀行券を拂帶したこと立証しなければならない。

3 旧日本銀行券預入令の特例の規定により預金、時金又は金銭借貸とすることができなかつた旧日本銀行券預入令第二条の規定により預金、時金又は金銭借貸とすることができなかつた旧日本銀行券

銀行券 この法律の施行の日から三月以内に第

三項に規定する金額の新日本銀行券を交付しなければならない。

左の各号に掲げる旧日本銀行券についても、その還付を受けた者その他の政令で定める所持者は、政令で定める期間内に、日本銀行に対し、これを新日本銀行券と引き換えることを請求することができる。

4 第二項の規定により旧日本銀行券の引換を請求しようとする者は、大蔵省令で定めるところにより、自己又はその被相続人が引揚者であり、且つ、その引揚の際當

第三項及び第五項の規定は、前

項の規定による引換について準用する。

5 日本銀行は、第二項の規定によ

り取り扱うものとする。

- 9 日本国銀行は、特別の勘定を設け、旧日本銀行券の発行高に相当する金額のうち、この法律の施行の際旧日本銀行券預入令第五条第一項に規定する勘定に属する金額を、政令で定めるところにより、区分整理しなければならない。
- 10 日本国銀行は、前項に規定する特別の勘定に属する金額のうち政令で定める金額を、政令で定めることにより、國に納付しなければならない。
- 11 日本国銀行が前項の規定に基き第十九項に規定する特別の勘定に属する金額を、國に納付した場合において、日本銀行が旧日本銀行券預入令第二条第二項の規定により昭和二十一年四月一日以後旧日本銀行券で預入を受けた金額と第五项(第七項において準用する場合を含む。)の規定により交付した新日本銀行券の金額との合計額が、昭和二十一年三月三十一日における旧日本銀行券の発行高に相当する金額から日本銀行が同令第五条第三項又は前項の規定に基き國に納付した金額を控除した金額をこえるときは、政府は、政令で定めるところにより、その超過額に相当する金額を日本銀行に交付しなければならない。
- 12 前二項に定めるもの外、第九項に規定する特別の勘定に属する金額に相当する日日本銀行の財産の

- 9 日本国銀行は、特別の勘定を設け、旧日本銀行券の発行高に相当する金額のうち、この法律の施行の際旧日本銀行券預入令第五条第一項に規定する勘定に属する金額を、政令で定めるところにより、区分整理しなければならない。
- 10 日本国銀行は、前項に規定する特別の勘定に属する金額のうち政令で定める金額を、政令で定めることにより、國に納付しなければならない。
- 11 日本国銀行が前項の規定に基き第十九項に規定する特別の勘定に属する金額を、國に納付した場合において、日本銀行が旧日本銀行券預入令第二条第二項の規定により昭和二十一年四月一日以後旧日本銀行券で預入を受けた金額と第五项(第七項において準用する場合を含む。)の規定により交付した新日本銀行券の金額との合計額が、昭和二十一年三月三十一日における旧日本銀行券の発行高に相当する金額から日本銀行が同令第五条第三項又は前項の規定に基き國に納付した金額を控除した金額をこえるときは、政府は、政令で定めるところにより、その超過額に相当する金額を日本銀行に交付しなければならない。
- 12 前二項に定めるもの外、第九項に規定する特別の勘定に属する金額に相当する日日本銀行の財産の

処理に關し必要な事項は、政令で定める。

この法律の施行前にした行為に對する罰則の適用については、な

お従前の例による。

小額通貨の整理及び支払金の端數計算に關する法律(昭和二十八年法律第六十号)の一部と次のよ

うに改正する。

附則第二項中「所持するもの」の

下に「及び昭和二十一年九月二十四日から昭和二十八年八月三十一日までに旧外国為替管理法(昭和十六年法律第八十三号)、旧金銀又は白金等の地金又は合金の輸入の制限又は禁止等に関する規

件(昭和二十年勅令第五百七十八号)、旧財産及び貨物の輸出入の取締に関する政令(昭和二十四年政令第百九十九号)若しくは外国為替及び外國貿易管理法(昭和二十四年法律第二百一十八号)又は

これに基く命令の規定により輸

入が認められなかつたため税關に審査されていたもの」を加える。

〔最終号の附録に掲載〕

昭和二十九年三月二十四日

衆議院議長 河井彌八

外國為替銀行法案

外國為替銀行法

外國為替銀行法案

外國為替銀行法

つき充分な適格性を有する」と認められた場合に限り、前項の免許をすることができる。

更しようとするときも同様である。

大蔵大臣は、外國為替取引及び貿易金融の円滑を図るため必要があると認めるときは、前項の規定により認可した業務の内容を制限することができる。

(他業の禁止)

第六条 外國為替銀行は、担保附社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)により本邦の法律に基いて設立された法人が外國において募集する物上担保附社債に關する

第六条 外國為替銀行は、左に掲げる

第五条 外國為替銀行には、左に掲げる

受けなければならない。これを変更しようとするときも同様である。

大蔵大臣は、外國為替取引及び貿易金融の円滑を図るため必要があると認めるときは、前項の規定により認可した業務の内容を制限することができる。

(他業の禁止)

第六条 外國為替銀行は、担保附社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)により本邦の法律に基いて設立された法人が外國において募集する物上担保附社債に關する

第六条 外國為替銀行は、左に掲げる

第五条 外國為替銀行には、左に掲げる

為替銀行の営むことができない業務に属するものがあるときも同様である。

2 貸賃銀行法(大正十年法律第七十四号)第九条(供託)及び第十条(優先弁済)の規定は、前項の規定により貸賃銀行の業務を繼續する。

3 外国為替銀行について準用する。銀行が外国為替銀行となつた場合又は外国為替銀行が銀行を合併した場合には、銀行法第二十一条(他業会社への転移)の規定は、当該外国為替銀行については適用しない。

(銀行法の準用)  
第十一条 銀行法の規定は、同法第一条から第三条まで(定義、營業の免許、資本の額)、第四条(商号)、第五条(他業の禁止)、第十七条(貯蓄銀行との合併)、第三十二条(銀行の設置、開設)及び附則の規定又は同法第二十一条(検査)の規定による業務報告書又は第十二条(監査書)の規定による監査書の不実の記載その他の方法により、官序又は公衆を欺もうとしたとき。

用銀行(含む)以外の会社トシテ)と、「銀行ニ非ザル会社ガ」とあるのは「銀行(長期信用銀行(含む)及外国為替銀行以外の会社ガ」と読み替えるものとする。

## (銀行との関係)

第十二条 外国為替銀行は、銀行法にいう銀行ではない。但し、銀行法及び外國為替及び外國貿易管理法(昭和二十四年法律第二百二十九号)並びにこれに基く命令以外の法令において「銀行」とあるのは、別段の定がない限り、外国為替銀行を含むものとする。

(実施規定)  
第十三条 この法律による免許又は認可に関する申請、届出及び業務報告書その他の書類の提出の手続は、当該この法律を実施するため必要な手続は、大臣省令で定める。

(罰則)  
第十四条 左の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした外

國為替銀行の取締役、監査役、支配人又は清算人を一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

1 第十一条において準用する銀

行法第十一条(業務報告書)の規定による業務報告書又は第十二条(監査書)の規定による監査書の不実の記載その他の方法によ

り、官序又は公衆を欺もうしたとき。

2 第十一条において準用する銀

行法第十一条(業務報告書)の規定による業務報告書又は第十二条(監査書)の規定による監査書の不実の記載その他の方法によ

り、官序又は公衆を欺もうしたとき。

3 第十一条において準用する銀

行法第十一条(業務報告書)の規定による業務報告書又は第十二条(監査書)の規定による監査書の不実の記載その他の方法によ

り、官序又は公衆を欺もうしたとき。

4 第十一条において準用する銀

行法第十一条(業務報告書)の規定による業務報告書又は第十二条(監査書)の規定による監査書の不実の記載その他の方法によ

り、官序又は公衆を欺もうしたとき。

第十五条 外国為替銀行の取締役、監査役、支配人又は清算人が、その行為を擱する外、その外国為替銀行に對しても同条の罰金刑を科する。

第十六条 左の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした取締役、監査役、支配人、代理店主(代理店主が法人であるときは、その義務を執行する社員、取締役その他の法人の代表者)又は清算人を二万円以下の過料に処する。

1 第七条第二項若しくは第八条の規定又は第十一条において準用する銀行法第三条ノ二(無額面株式の発行禁止)、第六条(業態変更)、第七条(代理店の出張所等設置の禁止)、第八条(準備金)若しくは第十三条(役員の兼任制限)の規定に違反したとき。

2 銀行がこの法律の施行の日から一年以内に外国為替銀行となつた場合には、当該外国為替銀行は、第四条第一項の規定による免許を受ける際に設置していた本

店、支店その他の営業所のうち、第九条の規定に該当しない地に置いていたものを、同条の規定にかかわらず、この法律の施行の日から三年以内の期間に限り、大臣の認可を受けて引き続き存することができる。

3 前項の規定により大臣の認可を受けた銀行を「以下同じ。」

4 第十一条中「外國為替銀行」を「前条第一項の認可を受けた銀行又は外國為替銀行法(昭和二十四年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。」に改める。

5 第十一条中「外國為替銀行」を「外國為替及び外國貿易管理法の一部を次のようにより改正する。」に改める。

6 第十一条中「外國為替銀行」を「外國為替及び外國貿易管理法第十一条(外國為替業務の認可等)第一項の認可を受けた銀行とみなして、同条第三項及び第四項の規定を適用する。」に改める。

7 第十一条中「外國為替銀行」を「外國為替及び外國貿易管理法第六十七号」の一部を次のように改正する。

8 第五条の七第一項中「外國為替銀行(外國為替及び外國貿易管理法第十一条(外國為替業務の認可等)第一項の認可を受けた銀行を「外國為替銀行」を「外國為替公認銀行」と総称する。」に改める。

9 第五条の七第二項及び第五条の九から第五条の十一まで中「外國為替銀行」を「外國為替公認銀行」に改める。

7 外資に関する法律(昭和二十五年法律第百六十三号)の一部を次のように改正する。

第九条の二第一項中「外国為替銀行(外国為替及び外國貿易管理銀行(外国為替及び外國貿易管理法第一項第三項に規定する外國為替銀行をいう。))と外國為替公認銀行(外國為替及び外國貿易管理法第十一項に規定する外國為替公認銀行をいう。)」を「外國為替銀行(外國為替及び外國貿易管理法第一項第三項に規定する外國為替銀行をいう。)」に改める。

8 日本輸出入銀行法(昭和二十五年法律第二百六十八号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項第一号中「及び長期信用銀行法(昭和二十七年法律第百八十七号)に規定する長期信用銀行(昭和二十七年法律第百八十七号)」に改める。

9 外國為替資金特別会計法(昭和二十六年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「外國為替銀行(外國為替及び外國貿易管理法第十一条に規定する外國為替銀行をいう。)」を「外國為替公認銀行(外國為替及び外國貿易管理法第十一条に規定する外國為替銀行をいう。以下同じ。)」に改める。

10 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第百八十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「銀行法に規定する銀行をいう。以下同じ。」を「銀行法に規定する銀行をいう。」に改める。

【最終号の附録に掲載】

○淺香忠雄君 大たいま議題となりました特別調達資金設置令等の一部を改正する法律案外二法律案につきまして、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、特別調達資金設置令等の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、特別調達資金の運営に関する事務の簡素化をかるため、日本銀行券預入令は、昭和二十一年三月三百以前に流通していた旧日本銀行券の強制通用力を失わせるとともに、これをすべて金融機関等に対する預貯金等とし、一定の制限のもとに新規の田済をはかるため外國為替銀行の制度を確立し、その業務の公共性にかかるが、監督の適正を期するとともに、金融制度の整備改善に資することを目的いたしておつたのであります。

そこで、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

次に、日本銀行券預入令等を廃止する法律案について申し上げます。

日本銀行券預入令は、昭和二十一年三月三百以前に流通していた旧日本銀行券の強制通用力を失わせるとともに、これをすべて金融機関等に対する預貯金等とし、一定の制限のもとに新規の田済をはかるため外國為替銀行の制度を確立し、その業務の公共性にかかるが、監督の適正を期するとともに、金融制度の整備改善に資することを目的いたしておつたのであります。

まず第一に、外國為替銀行は大蔵大臣の免許を受けなければならないこととし、かつ資本の最低限度を十億円と

る諸施策を檢討の上急速に実施に移された。

右決議する。

以上であります。

右御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(堤康次郎君) ます、日程第二につき採決いたしました。本案の委員長報告は可決であります。本案は委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(堤康次郎君) 起立多數。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

次に、日程第三及び第四の両案を一括して採決いたします。両案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堤康次郎君) 御異議なしと認めます。よつて両案は委員長報告の通り可決いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時四十六分散会

出席政府委員

行政管理庁統  
計基準部長 美濃部亮吉君  
大蔵政務次官 植木度子郎君  
閣議を省略した報告

一、去る一日次の法律の公布を奏上

し、その旨議院に通知した。

刑法の一部を改正する法律

執行猶予者保護観察法

刑事訴訟法第百九十四条に基く懲戒

処分に関する法律

下級裁判所の設立及び管轄区域に因

する法律の一部を改正する法律

運輸省設置法の一部を改正する法

律

一、去る一日議長から、内閣總理大臣

宛、議員藤田義光君の逮捕について

許諾を求める件は、院議で、許諾

を与えることに決定した旨通知し

た。

一、去る一日内閣委員会において、次

の通り理事を補欠選任した。

一、去る一日議長において、次の通り

を許可した。

一、去る一日議長において、次の常任委

員の許可を許可した。

一、去る一日公聴会の日時

厚生年金保険法の全面的改正に

ついて

厚生年金保険法案(内閣提出第

一二四号)

一、意見を開く問題

厚生年金保険法の全面的改正に

ついて

厚生年金保険法案(内閣提出第

一二四号)

一、意見を開く問題

厚生年金保険法の全面的改正に

ついて

厚生年金保険法案(内閣提出第

一二四号)

一、意見を開く問題

厚生年金保険法の全面的改正に

ついて

厚生年金保険法案(内閣提出第

一二四号)

国書館運営委員 三宅 正一君

建設委員 水谷長三郎君

経済安定委員 菊川 忠雄君

決算委員 山田 長司君

常任委員の補欠を指名した。

外務委員 柳田 秀一君

大蔵委員 山村新治郎君

厚生委員 三浦寅之助君

農林委員 福田 昌子君

労働委員 菊川 忠雄君

建設委員 菊川 忠雄君

経済安定委員 山下 栄二君

決算委員 三宅 正一君

法務委員 金子與重郎君

外務委員 佐々木盛雄君

文部委員 吉田 安君

厚生委員 三浦寅之助君

農林委員 降旗 徳弥君

建設委員 片岡 港君

厚生委員 小島 優三

経済安定委員 水谷長三郎君

決算委員 降旗 徳弥君

文部委員 三浦寅之助君

厚生委員 金子與重郎君

農林委員 降旗 徳弥君

建設委員 吉田 安君

厚生委員 小島 優三

経済安定委員 水谷長三郎君

決算委員 降旗 徳弥君

文部委員 三浦寅之助君

厚生委員 金子與重郎君

農林委員 降旗 徳弥君

建設委員 吉田 安君

厚生委員 小島 優三

経済安定委員 水谷長三郎君

決算委員 降旗 徳弥君

文部委員 三浦寅之助君

厚生委員 金子與重郎君

農林委員 佐々木盛雄君

國する法律の一部を改正する法律案

運輸省設置法の一部を改正する等の法律案

べき地教育振興法案(内閣提出第一

の法律案)

日本國とアメリカ合衆國との間の相互通報協定の実施に伴う税法

の臨時特例に関する法律案

五防衛援助協定の実施に伴う税法

の設置に關し承認を求めるの件

に関する法律案

地方自治法第百五十六条第六項の規

定に基づき、鐵道製品検査所の出張所

の設置に關し承認を求めるの件

に関する法律案

昨二日委員会に付託された議案は

次の通りである。

接収解除ダイヤモンドの処理等に因

する法律案(中野四郎君外二十一名

提出、衆法第一五号)

日本國とアメリカ合衆國との間の相

互防衛援助協定の実施に伴う税法

等の臨時特例に関する法律案(内閣

提出第一三三号)

以上二件 大蔵委員会付託

べき地教育振興法案(内閣提出第一

三三号)

盲学校及び、学校への就学奨励に

因する法律案(内閣提出第一三四号)

以上二件 文部委員会付託

地方自治法第百五十六条第六項の規定に基き、織維製品検査所の出張所の設置に因し承認を求めるの件(内閣提出、承認第二号)

一、昨二日予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した  
接取解除ダイヤモンドの処理等に関する法律案(中野四郎君外二十二名提出)

通商産業委員会付託  
衆議院議録第三十八号中正誤り提出

衆議院議録第三十八号中正誤り

貢税行 賛 正  
議案 来去に因する法に因する報告書と

法律案 内容の 組合宋元相接  
卷之二 七件 六件

衆議院議録第三十九号中正誤り  
貢税行 賛 正  
議案 来去 後る 得る 同余  
卷之三 同項 同余

昭和二十九年四月三日 衆議院議録第三十三号 議長の報告